秘密保持誓約書

　群馬県知事　山本　一太　様

私は、群馬県が実施する「新コンテンツ企画書作成業務」に関する企画提案の応募（以下、「本業務」と言う。）について、下記の条項を誓約します。

また、私若しくは、私の従業員若しくは元従業員又は下記第２条第２項の第三者が群馬県の秘密情報等を開示するなど、本誓約書の条項に違反した場合には、群馬県が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、群馬県に生じた損害を賠償します。

記

第１条（秘密情報）

本誓約書における「秘密情報」とは、本業務について群馬県が開示した資料及び開示の際に秘密である旨を明示した技術上又は営業上の情報その他一切の情報をいう。

ただし、書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

1. 開示を受けたときに既に保有していた情報
2. 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
3. 開示を受けた後、群馬県から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
4. 開示を受けたときに既に公知であった情報
5. 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

第２条（秘密情報等の取扱い）

１．群馬県から開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体若しくは物件（複写物及び複製物を含む。以下「秘密情報等」という。）の取扱いについて、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管、管理し、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

1. 秘密情報等は、本業務に関する目的以外には使用しないものとする。
2. 秘密情報等を複製する場合には、本業務の目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をする。
3. 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を群馬県に通知する。

２．秘密情報等を第三者に開示する場合には、当該第三者との間で本誓約書と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。

３．法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、事前に群馬県に通知し、開示につき可能な限り群馬県の指示に従うものとする。

第３条（返還義務等）

１．本誓約書に基づき群馬県から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物（以下「記録媒体等」という。）は、不要となった場合又は群馬県の請求がある場合には、直ちに群馬県に返還するものとする。

２．前項に定める場合において、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨（自己の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を群馬県に書面にて報告するものとする。

第４条（損害賠償等）

私若しくは、私の従業員若しくは元従業員又は第２条第２項の第三者が戦略企画課の秘密情報等を開示するなど、本誓約書の条項に違反した場合には、戦略企画課が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、群馬県に生じた損害を賠償しなければならない。

第５条（協議事項）

本誓約書に定めのない事項について又は本誓約書に疑義が生じた場合は、協議の上解決する。

第６条（管轄）

　本誓約に関する紛争については前橋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

令和　　年　　月　　日

（法人・代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　印